

令和2年4月8日

第2学年・第3学年保護者 様

埼玉県立いずみ高等学校長 栗藤 義明

緊急事態宣言の発令を受けた今後の学校運営について

清和の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから本校の教育活動に御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

報道等で御案内のとおり、4月7日付けで新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づく「緊急事態宣言」が発動され、同日、埼玉県知事から県内の緊急事態措置が示されるとともに、埼玉県教育委員会は新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の延長を決定しました。

つきましては、**特措法及び埼玉県知事の緊急事態措置に基づく要請を踏まえ、埼玉県教育委員会の指示のもと、必要最小限の登校日を設定するなど、下記のとおり対応することといたしましたので、御理解・御協力くださるようお願いいたします。**

記

1 臨時休業の期間

令和2年4月8日(水)から5月6日(水)まで

※ただし、先日お知らせした4月8日(水)、9日(木)以外に登校日を設定する場合並びに授業再開についてはホームページでお知らせします。

2 臨時休業期間中の授業や行事等について

計画していた授業、行事及び課外授業等は実施しません。**部活動も5月6日(水)まで不可**とします。感染拡大防止の観点から、学校が設定する登校日、教員から個別に登校する必要があると指示がある場合（以下「登校日等」）を除き、学校の構内への立入りはできません。

なお、登校日等は授業日ではありませんから、登校できない場合は、決して無理をせず、担任にその旨を申し出てください。

3 臨時休業期間中の学習について

学校再開後に順次行っていく予定ですが、再開後も感染拡大を防止する観点から、内容等を変更して実施したり実施を見送ったりするものがあります。学年や教科・学科等から別に示された課題、スタディサプリ等の活用により、この機に苦手科目や弱点の補強を積極的に行ってください。

4 事務室からのお知らせ

諸会費の減免書類をお持ちの方は、申請書類を郵送又は持参（事務室まで）願います。

※送付先：〒338-0007 さいたま市中央区円阿弥7-4-1

5 新型コロナウイルスの感染予防について

特措法及び埼玉県知事の緊急事態措置を遵守し、一人一人が新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大を防ぐための行動をお願いします。特に、**お子様たち若い年代には、無症状の軽症感染者として「媒介者」になるリスクがあると専門家が指摘しています。**まずは**不要不急の外出を避けることが、「自分を守る、そして家族を守る、同時に社会を守る」**こととなります。引き続き、手洗いや咳エチケットの励行などを含め、感染予防に努めるようご家庭でもご指導ください。

なお、状況は刻一刻と変化しています。常に最新の情報を取得するようにしてください。学校のホームページでも最新の状況をお伝えする予定ですので、定期的に確認するようお願いいたします。

(新型コロナウイルス感染症の相談先)

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

電話 0570-783-770 (24時間対応)

担当 教頭 吉野

電話 048-852-6880